

申請者・実務取扱者の皆様へ

「公共用地境界確定」
「道路区域確認」

申請について

令和4年11月

渋谷区土木部企画管理課

公共用地境界確定及び道路区域確認について、申請から完了までの事務の流れに沿った説明書となっていますので、ご活用下さい。なお、ご質問等がありましたら、担当部署窓口または電話でお願いいたします。

1 公共用地境界確定・道路区域確認

◇公共用地境界確定

渋谷区が所有し、土木部が所管する「特別区道」「区有通路」「土木部行政財産」と隣接する土地との所有権境界を立会・協議により**確定**することをいいます。

◇道路区域確認

渋谷区が道路法に基づき管理する特別区道の区域について明示し、隣接土地所有者と区道の範囲を**確認**することをいいます。

2 申請者

◇公共用地境界確定

申請者要件については、次のとおりです。

◇道路区域確認

申請者要件については、次のとおりです。

[] 書き部分は道路区域確認の場合

- ① 公共用地〔特別区道〕に隣接している土地所有者。土地所有が共有の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は、土地所有者全員による申請又は管理組合の規約等に定める者。
- ② 土地所有者が法人の場合は、その代表者。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人。
- ③ 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合は、法令、定款等に定める者。
- ④ 土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図で確認できる法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判等により相続人が特定されている場合は、当該相続人。
- ⑤ 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記押印すること。
- ⑥ 申請地の登記事項証明書に差押え又は裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付すること。
- ⑦ 申請地が信託財産の場合は、原則受託者の申請とすること。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請とすること。なお、信託目録に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とすること。

- ⑧ 土地所有者から委任を受けた代理人が土地所有者に代わって申請を行う場合は、委任状を提出するとともに、委任者及び代理人の印鑑証明書を添付すること。なお、委任状は、申請、立会い、協議、承諾等の委任内容を明確にすること。
- ⑨ 申請地の地目が境内地若しくは墓地、又は申請地の現況が境内地若しくは墓地になっている場合は、宗教法人の規則が定める者。ただし、規則に定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者。
- ⑩ その他土地所有者として認められる者。

3 申請書

◇公共用地境界確定

申請書の作成については、**申請書の添付書類説明書（別紙1-1）**によります。

◇道路区域確認

申請書の作成については、**申請書の添付書類説明書（別紙1-1）**によります。

◇申請書部数等

- ・正1部を提出して下さい。
- ・受理を証するものが必要な場合は、副本を用意していただければ、受付印を押印します。
- ・同一所有者で隣接する複数の土地については、まとめて申請可能です。
- ・共有者がいる場合は、申請書の別紙に各土地所有者が記名・押印するか、各土地所有者が共有者人数分の申請書それぞれに記名・押印して下さい。どちらの場合も、添付書類は一部で結構です。
- ・同一の土地において、公共用地境界確定申請と道路区域確認申請をする場合は、扱いが別となりますので、それぞれの申請書について添付書類を用意して下さい。
- ・官公庁が申請者の場合は、財産取扱部署を明示した文書を添付して下さい。
- ・申請書は渋谷区のホームページからもダウンロードできます。
- ・申請書の添付書類は、申請書提出時に不備のないようお願いいたします。

4 再申請・再確定・再確認

◇再申請

既に境界確定、道路区域確認している場合であっても、次の場合には再申請を受付けています。

- ・既土地境界図等に座標値がない場合。
分筆や地積更生などの登記資料としては、座標値がなくても問題となりませんが、将来への図面としては、座標値を有した図面の方がよりよいため、再申請を可としています。なお、確定点又は確認点の標識等が存在する場合についても、座標値がない場合の再申請は可とします。
- ・座標値はあるが、境界標や引照点がなくなり、復元ができない場合。
- ・座標値や境界標は残っているが、埋設誤差や測量誤差があり、土地境界図等を改めたい場合。

- ・境界線又は道路区域線上の一部について、図化することが必要になった場合。
- ・東京都財務局が確定できなかった境界線を便宜上、道路区域線として確認している場合。
- ・東京都財務局が土地所有者の承諾なしに境界確定している場合。

◇再確定

再申請を受理し、境界確定することを再確定といいます。ただし、既確定図に座標値が存在し、十分境界点の復元が可能な場合は、再確定は行いません。その場合、標識の復元については、境界標再埋設承認願（詳細は、担当部署でお尋ね下さい）により扱います。

◇再確認

再申請を受理し、道路区域確認することを再確認といいます。ただし、既確認図に座標値が存在し、十分道路区域点の復元が可能な場合は、再確認は行いません。その場合、標識の復元については、境界標再埋設承認願により扱います。

5 区資料

- ◇土地境界図、道路区域図、道路台帳平面図、基準点、道路認定等告示窓口等で随時有料複写交付しています。
- ◇区画整理地区換地確定図、旧道路台帳等各種資料打合せ時に無料複写交付しています。

6 打合せ

- ◇区担当者から実務取扱者の方へ電話連絡し、都合のよい日に線形等についての打合せを行います。当日は、区側資料の提供や線形等に関する区の考え方などをお伝えしますが、事前に検討図の作成をお願いすることもあります。

7 立会い

◇立会者

打合せ時に区担当者から立会に関する範囲と立会者（関係土地所有者）について説明します。

◇立会日

現地の調査・測量状況にもよりますが、打合せ時に立会日を仮決定します。次に立会内容等について立会者への事前説明をしていただき、立会いが可能となりましたら区担当者へ連絡して下さい。なお、立会日の変更が必要となった場合は、早めに連絡願います。

◇立会不能

立会予定者への連絡がつかない場合、または立会予定者からの立会拒否等、立会いが不能な場合、実務取扱者名により報告書を提出して下さい。

8 図面等

◇土地境界図・道路区域図

立会后、**土地境界図・道路区域図作成説明書（別紙2-1）**により下図を作成し、担当者の確認を受けて下さい。決裁後原図等の提出部数を連絡します。

◇座標系

世界測地系または任意の座標系のどちらでもよい。

◇写真

土地境界図・道路区域図作成説明書により提出して下さい。

◇承諾書・確認書

申請者については、申請書と同様実印で押印して下さい。申請者以外の立会者については、認印で構いません。

9 標識埋設

◇種類

渋谷区石標識と渋谷区金属標識の2種類があり、道路等側から埋設することとしますが、どちらを埋設しても構いません。また、道路等側から区標識を埋設するのではなく、民地側から道路等へ向けて民標識を埋設しても構いません。

◇埋設時期

原則として、承諾書または確認書が揃った時点での埋設としますが、標識の埋設を確認してから承諾等をする主張している立会者については、承諾書等の提出前での埋設も可としますが、結果的に承諾書等が提出されなかった場合は、標識を撤去し、区へ返却していただくことになります。

◇埋設方法

境界標埋設方法説明図（別紙3）によります。

10 通知書

◇完成した土地境界図または道路区域図を添付した通知書は、区から関係土地所有者への送付はしておりません。事務処理後、担当者から実務取扱者の方へ電話で連絡しますので、窓口へお越しいただき、受領願います。

申請書の添付書類説明書（境界・道路区域共通）

申請書の添付書類は次の各号とし各 1 部を添付する。

(1) 印鑑証明書

(2) 資格証明書（法人の場合）

申請者が法人の場合は、代表者事項証明書、履歴事項全部証明書、商業登記簿等法人の代表者の資格を証する情報のいずれかを添付する。

登記簿の社名が現在変更している場合は、閉鎖事項全部証明書を添付する。

(3) 公図

- ① 法務局備付け地図、あるいは地図に準じる図面（法務局で入手した原本、またはコピーに実務取扱者印を押印したもの）。
- ② 境界確定の範囲が複数の地図にわたる場合は接合したものを別に添付する。
- ③ 申請部分を朱線で着色表示する。

(4) 土地所有者一覧表 **別紙 1 - 2**

(5) 及び (6) について、整理した一覧表を作成し、添付する。

(5) 申請地全部事項証明書（謄本）

申請地の全部事項証明書と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、官公署が発行した住所の異動が確認できるものを要する。

(6) 立会地登記事項要約書（抄本）

境界確定範囲のうち申請土地を除く土地について、登記事項要約書を添付する。

(7) 現況実測平面図

現地の形状が明確に把握できるもの。

道路等との間に高低差が見られる場合は断面も合わせて記入する。

なお、現況実測平面図の縮尺は原則として 250 分の 1 とする。

(8) 現地案内図

申請地の位置が主な目標物などから特定できるもの。

縮尺は任意とする。

※その他 **別紙 1 - 3**

相続、法定代理人、委任状等により申請者を証する関係書類。

申請地の地積測量図等参考となるもの。

※添付書類の原本・写しの別、原本の還付、書類の有効期限については、次のとおりとする。

添付書類	原本・写し、還付		有効期限
印鑑証明書	原則原本添付	原本還付を希望する場合は、申請者実印又は職印等を押印した返却願いに返却理由を付し、印鑑証明書の写しも用意すること。	現在と相違ないもの
資格証明書	原則原本添付	原本還付を希望する場合は、申請者実印又は職印等を押印した返却願いに返却理由を付し、資格証明書の写しも用意すること。	現在と相違ないもの
地図・公図	原本又は写しを添付	写しを添付する場合は、欄外に職印等を押印し、「原本と相違ない」ことを記載すること。また、インターネット地図情報を添付する場合は、欄外に職印等を押印すること。	原則3ヶ月以内
申請地全部事項証明書	原本又は写しを添付	写しを添付する場合は、欄外に職印等を押印し、「原本と相違ない」ことを記載すること。また、インターネット登記情報を添付する場合は、欄外に職印等を押印すること。	現在と相違ないもの
立会地登記事項要約書	原本又は写しを添付	インターネットによる登記情報も可。	原則3ヶ月以内
戸籍関係書類、相続関係書類、親権者・成年後見人等を証する書類、破産管財人選任を証する書類などその他申請に必要な添付書類	原則原本添付	原本還付を希望する場合は、提出用に写しを用意すること。	現在と相違ないもの

※職印等とは、土地家屋調査士印、会社代表者印、社印などとする。

土地境界図・道路区域図作成説明書

1 表題部

- ① 表題 公共用地境界確定の場合 **土地境界図**
道路区域確認の場合 **道路区域図**

② 所在・地番

複数筆（申請地に限らず全ての承諾・確認の土地）の場合 申請地の筆頭番号＋
「ほか」

ex) 宇田川町 1 番 1 ほか

③ 縮尺

原則 1 / 2 5 0 とする。

2 図面部

④ 境界確定（道路区域確認）部の地番

承諾書・確認書の提出をした立会者の所有する土地の地番、区所有地の地番
道路敷地も同様とする。ex) “2 8 - 4”

⑤ 辺長・幅員

小数点以下第 3 位を切捨て、宅地側に “○○m○○” と記入。

境界辺長（道路区域辺長）以外には “m” をつけない。

確定（確認）箇所が一定幅員の場合は、始終点等で幅員を記入する。

⑥ 路線番号など

特別区道第○○○号路線または渋○第○○号、区有通路

⑦ 方位記号

⑧ 構造物

現況 L 型側溝、その他塀、擁壁、マンホール、建築物等を記載する。

⑨ 詳細図

確定点又は確認点（P 点）について構造物との離隔距離を記入する（1 方向または 2 方向）。

離隔距離が 5 0 c m を超える場合は詳細図の作成を省略することができる。

標示物の形状を記入する。L 型側溝については 3 本線で形状を明示する。

詳細図の縮尺は任意とする。

⑩ 引照点

恒久性のある構造物、既確定点（確認点）の標示物を用い 1 確定点（確認点）につき 3 点以上設けること。

- ⑪ 不動産登記法第 14 条地図または法務局備付地図（公図）の写し
 関係土地が全て分かる範囲とし、縮尺は任意とする。また、確定図（区域図）と
 方角を合わせ、複数の地図（公図）にまたがる場合は境に一点鎖線を入れ公図界
 と記入する。

3 座標一覧表

- ⑫ 標示物の用語

区石標、区金属標（下線部につきそれぞれ“都”、“国”、“民”、“JR”等）
 御影石、鋸、L型角、コンクリート（万年）塀角、擁壁角等々

- ⑬ 標示物の形状

角矢（斜め）、直矢（マイナス）、十字等の形状を記入する。

- ⑭ 既設の標示物

確定（確認）の始終点及び再確定点（再確認点）に、既存の標示物を利用する場
 合のみ“（既設）”と記入する。

例）区金属標（既設）

- ⑮ 計算点

計算点は次の場合に用いる。

P 点

- i) 構造物に抵触し標示が不能の場合。
- ii) 物理的に標識等による標示は可能であるが、承諾者（確認者）の希望で標識
 等を埋設しない場合。
- iii) ペンキ又は刻み標示した確定点（確認点）についても備考欄は計算点とする。
- iv) 既設標識に明らかな埋設誤差があった場合、既設標識を S 点とし、正しい位
 置を P 点（計算点）とする。

S 点

- i) 境界確定始終点の延長方向における将来の境界予定点。隣接地が区分所有に
 かかわるマンションである場合、この点から 50 cm 手前の点を P 点とする。

4 凡例

- ⑯ 用語

土地境界図

凡	○ P n	境界点
	○ S n	引照点
	○ T n	器械点
例	○○m○○ ●————●	境界辺長

道路区域図

凡	○ P n	道路区域点
	○ S n	引照点
	○ T n	器械点
例	○○m○○ ●————●	道路区域辺長

- ⑰ 器械点
“機械”でないことに注意

5 作成者欄

- ⑱ 立会年月日：立会が2度以上に亘る場合はすべての年月日を記載する。
測量年月日：承諾書（確認書）の記名押印日以降の日とする。

6 その他

文字の大きさ、種類については任意とするが、わかりやすく作成する。

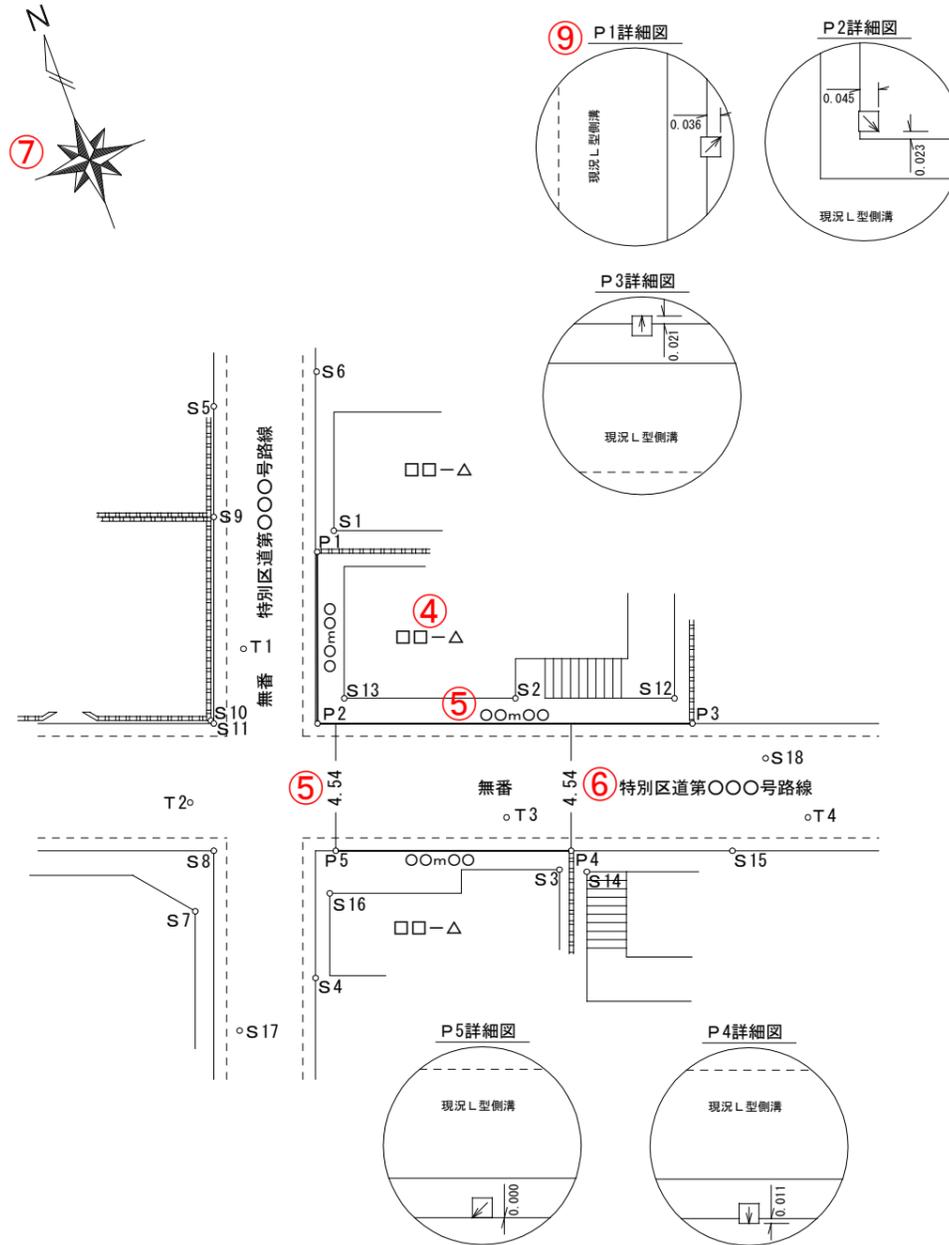
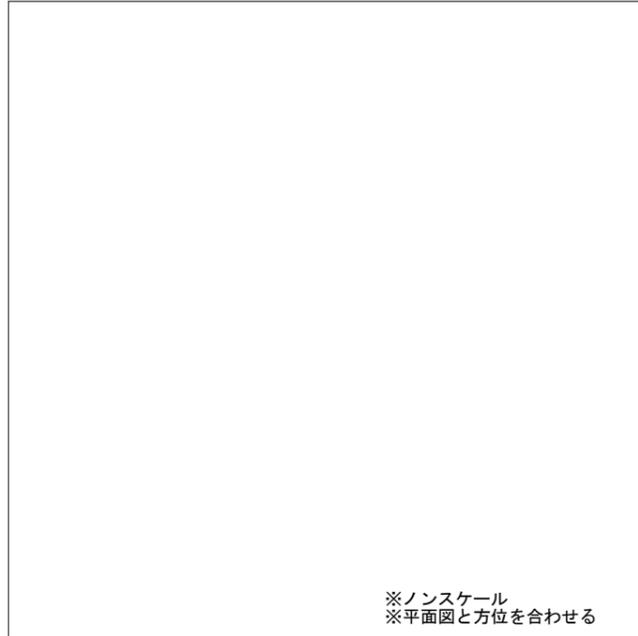
(提出物)

上質紙	承諾及び確認者数＋2枚 全てに朱印、1枚を除いて A4判図面折
写 真	P点すべて（既設標示物を含む）の埋設前・中・後の 写真及び路線の全景（2方向）を撮影する。近景には 構造物との離隔距離にスケールを当てる（図面の詳細 図と同一箇所）。 点名を記載しA4判用紙（1ページ当り3枚以内）で 提出。

① 土地境界図 ③ S=1:250

② 渋谷区〇〇町〇〇番〇〇ほか

⑪ 公 図 写



座 標 一 覧 表

N0	X	Y	備 考
P1	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 ⑫ ↗ ⑬
P2	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 ↘
P3	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 (既設) ⑭ ↓
P4	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 (既設) ↓
P5	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 ↖
S1	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S2	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S3	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S4	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	民石標 ↖
S5	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	民金属標 ↗
S6	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	計算点 ⑮
S7	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S8	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区石標 ↖
S9	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 ↖
S10	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	ブロック塀角
S11	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区石標 ↖
S12	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S13	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S14	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	階段角
S15	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	区金属標 ↓
S16	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	建物角
S17	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	街区基準点 3A-〇〇〇
S18	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	渋谷区3級基準点 3-〇〇〇
T1	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	鉄
T2	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	鉄
T3	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	鉄
T4	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	鉄

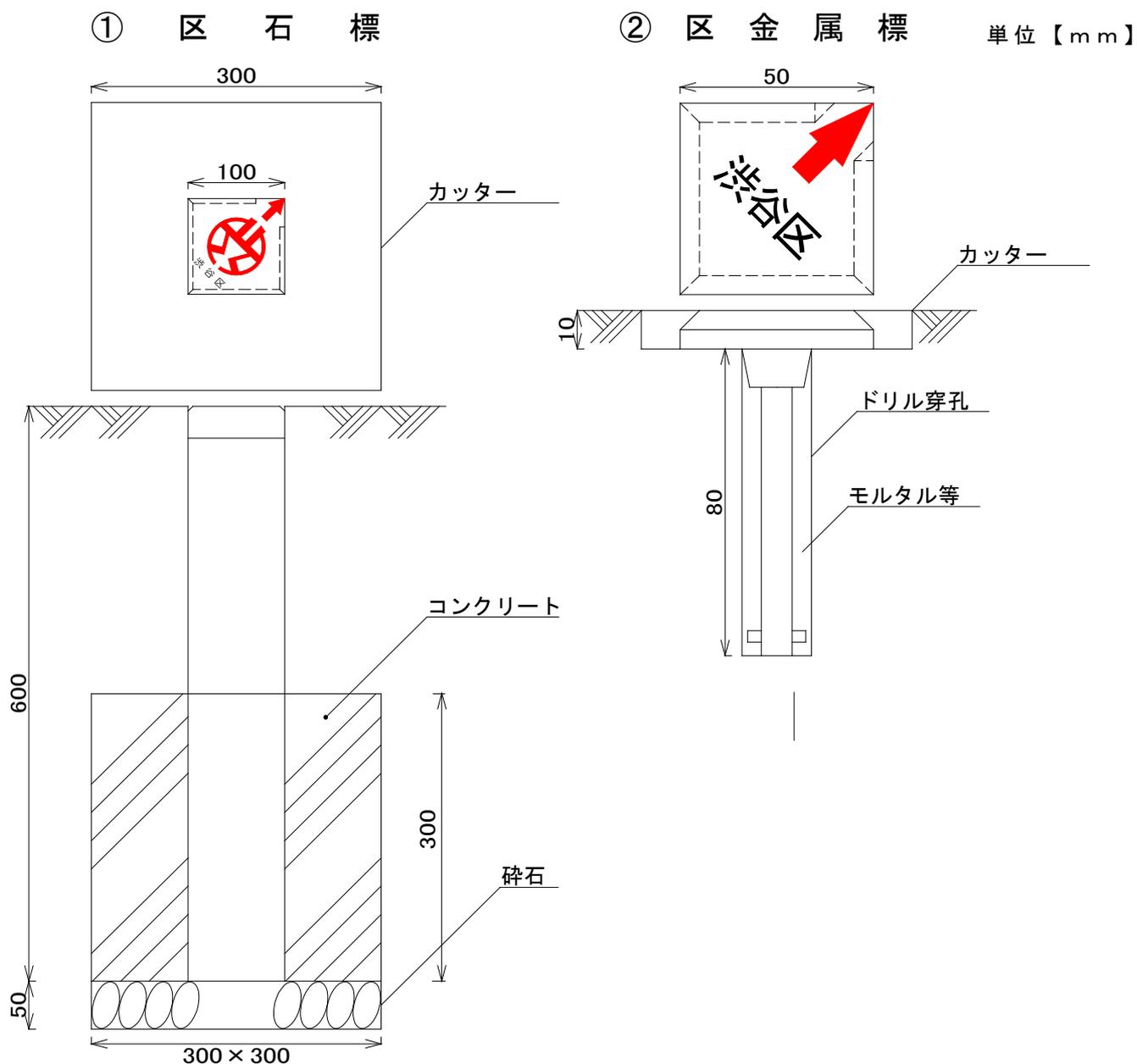
⑫

凡 例	○ P n	境界点
	○ S n	引照点
	○ T n	器械点 ⑰
	〇〇m〇〇 ○————○	境界辺長

作成者		
⑱ 立会年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	
測量年月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日	

境界標埋設方法説明書

1. 基本的な埋設方法は、下図のとおりとする。
2. 埋設のため、舗装面やL型側溝等にカッターを入れ、区金属標についてはドリル穿孔をして下さい。
3. 固定のための材料は、コンクリート・モルタル・ボンド等を使い分けて下さい。
4. 埋設完了後は、境界標の表面を清掃して下さい。
5. 記録写真は、埋設前・中・後を撮り、A4台紙に貼付して下さい。（デジタルカメラ撮影の場合、印刷でも可）設置前は、立会い時に標示したペンキ等の状況、設置中は、規定の深さを掘削及びドリル穿孔後の状況、設置後は、現況L型側溝等の道路構造物からの離れがメジャー等で確認できるように撮って下さい。



公共用地境界確定・道路区域確認事務担当部署

〒150-8010

渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区土木部企画管理課認定係（区役所11階）

電話：03-3463-1211（代表）

03-3463-2778（直通）

FAX：03-5458-4908

この小冊子は、[渋谷区ホームページ](#)



[環境・まちづくり・土木・建築](#)



[道路・河川・橋りょう](#)



[公共用地境界確定・道路区域確認](#)



[申請手続きなどの流れ](#) に掲載されています。

各申請書は上記ホームページからダウンロードできます。